住所　京都府長岡京市野添２丁目７番12号
金智美　昭和43年８月29日生
住所　東京都調布市小島町３丁目40番地７
金姫　昭和34年６月７日生
金尹悦　昭和62年５月29日生
住所　大阪府泉大津市池浦町１丁目17番27－506号
姜陽文　昭和42年４月６日生
宣尤香　昭和49年９月24日生
姜真央　平成９年12月24日生
姜了冴　平成17年４月８日生
住所　大阪市西区千代崎１丁目４番17－1003号
陳立勤　昭和58年３月20日生
住所　大阪市鶴見区中茶屋１丁目12番32号
韓末子　昭和35年１月９日生
住所　大阪市都島区毛馬町２丁目11番31－501号
金幸世　昭和60年12月18日生
住所　大阪市天王寺区筆ケ崎町２番８－305号
尹粲騏　昭和38年８月14日生
玄眞由美　昭和36年10月13日生
尹悠聖　平成12年１月21日生
住所　東京都渋谷区幡ケ谷３丁目50番１号
全博哲　昭和54年５月17日生
住所　栃木県足利市八幡町１丁目３番地４
吳正浩　昭和50年７月４日生
住所　茨城県土浦市中村南４丁目６番12号
金正彦　昭和54年１月17日生
住所　富山県射水市善光寺33番５号
李昇龍　昭和55年６月21日生
住所　東京都新宿区中落合３丁目29番12号
李純　昭和57年５月19日生
住所　東京都世田谷区赤堤５丁目20番９号
李拓　昭和63年８月20日生
住所　愛知県一宮市大和町馬引字横手20番地１
金永俊　昭和21年10月４日生
金正子　昭和31年５月25日生
田昌樹　昭和51年３月10日生
住所　愛知県一宮市大和町馬引字乾出38番地８
李由佳梨　昭和57年７月29日生
住所　山口県下関市一の宮町２丁目11番８－205号
裴頴命　昭和61年12月17日生
住所　長野県上田市中央４丁目１番12号
林康幸　昭和45年６月13日生

○外務省告示第三百五十七号

平成二十五年十一月十六日にプノンペンで、国際連合平和維持活動の分野における教育及び訓練のための協力に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の協定の署名が行われ、同協定は、同日に効力を生じた。

平成二十五年十二月三日

外務大臣　岸田　文雄

（訳文）

国際連合平和維持活動の分野における教育及び訓練のための協力に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の協定

日本国政府及びカンボジア王国政府（以下「両締約国政府」という。）は、

国際社会が、国際連合平和維持活動の分野において、協力を一層実効あるものとするために各国の能力を向上させることの必要性を考慮し、

国際連合平和維持活動の分野における教育及び訓練のための両締約国政府間の協力が、前記の必要性を満たすことに貢献し、安全保障、安定及び繁栄を達成するための国際社会の努力に寄与することを認識し、

当該協力が、平和維持の部隊並びに地雷及び戦争による爆発性の残存物の除去に関する国立センターに所在するカンボジア王国その他の国の要員との意見の交換等の活動を通じて、前記の分野における日本国政府の能力を向上させるものでもあることを認識し、

当該協力の推進により両国間に存在する友好関係を一層強化することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

1　両締約国政府は、次の目的のために、国際連合平和維持活動の分野における教育及び訓練に関する協力（以下「協力」という。）を促進するよう努力する。

(a)　国際連合平和維持活動の分野における両締約国政府の防衛当局の能力を向上させること。

(b)　安全保障、安定及び繁栄を達成するための国際社会による努力を国際連合憲章に適合した方法で促進すること。

2　協力は、それぞれの国において効力を有する法令及びそれぞれの国の予算に従うことを条件として、この協定に定める条件に従い、次の形態において行うことができる。

(a)　国際連合平和維持活動に関する日本人専門家（第四条２を除き、以下「専門家」という。）をカンボジア王国に派遣し、カンボジア王国政府の指定された防衛当局の要員に教育及び訓練を提供すること。

(b)　協力の事前調査又は事後措置を行うため、日本国の調査団（第四条２を除き、以下「調査団」という。）をカンボジア王国に派遣すること。

第二条

1　協力は、両締約国政府の指定された防衛当局により実施される。

2　この協定の下で実施される協力についての個別の計画に関する取決めが、両締約国政府の指定された防衛当局間で作成される。日本国政府の指定された防衛当局は防衛省であり、カンボジア王国政府の指定された防衛当局は国防省及び国際連合平和維持活動への部隊派遣に関する国家調整委員会である。

第三条

カンボジア王国政府は、協力の結果としてカンボジア王国政府の指定された防衛当局の要員が取得した技術及び知識が第１条１(b)に規定する目的のために使用されることを確保する。

第四条

1　カンボジア王国政府は、次の措置をとる。

(1)　(a)　専門家及び調査団の構成員に対し、国外から送金される給与及び手当に対して又は当該給与及び手当に関連して課される所得税を含む租税及び課徴金を免除すること。

(b)　専門家及び調査団の構成員に対し、次のものの輸入に関し、領事手数料、租税（関税を含む。）及び課徴金並びに輸入許可証及び為替証明書の取得の要件を免除すること。

(i)　携帯荷物

(ii)　身回品、家財及び消費財

(2)　(a)　専門家及び調査団の任務の遂行に必要な適当な訓練場、事務所その他の施設を自己の負担で提供し、並びにそれらの運営費及び維持費を可能な範囲で負担すること。

(b)　専門家及び調査団の任務の遂行に必要な水及び電気を自己の負担で提供すること。

(c)　専門家及び調査団の任務の遂行のため、第六条１に規定する設備、機械及び資材の適切な保管を自己の負担で行うこと。

(d)　専門家及び調査団の構成員に対し、医療上の便宜を提供すること。

(3)　(a)　専門家及び調査団の構成員に対し、その任期中、カンボジア王国に入国し、同国から出国し、及び同国に滞在することを許可し、外国人登録要件に係る手続に関し便宜を与え、並びに領事手数料を免除すること。

(b)　専門家及び調査団の構成員の任務の遂行に必要な全ての政府機関の協力を確保するために、専門家及び調査団の構成員に対し、身分証明書を発給すること。

(c)　専門家及び調査団の構成員の任務の遂行に必要なその他の措置をとること。

2　カンボジア王国政府は、国際連合平和維持活動に関する日本人専門家及び日本国の調査団の構成員に対し、カンボジア王国において同様の任務を遂行しているいかなる第三国又は国際機関の専門家及び調査団の構成員に与えられているものよりも不利でない特権、免除及び便宜を与える。

3　この協定のいかなる規定も、一般国際法に基づいて軍の要員に対して与えられる特権及び免除を少しも害し、又は減ずるものではない。

第五条

カンボジア王国政府は、専門家及び調査団の構成員の任務の遂行に起因し、その任務の遂行中に発生し、又はその任務の遂行に関連する当該専門家及び調査団の構成員に対する請求について責任を負う。ただし、そのような請求が専門家又は調査団の構成員の重大な過失又は故意から生じたことについて両締約国政府が合意する場合は、この限りでない。

第六条

1　専門家及び調査団の構成員の任務の遂行に必要な設備、機械及び資材であって日本国政府の指定された防衛当局が用意するものは、引き続き、日本国政府の指定された防衛当局の財産とする。

2　1に規定する設備、機械及び資材の亡失又は損傷について、その亡失又は損傷が、専門家又は調査団の構成員以外の要員の重大な過失又は悪意により生じた場合には、カンボジア王国政府は、日本国政府の指定された防衛当局に対し賠償する。